

---

---

## 情報を伝えて、被害を未然に防ぎましょう（5）

～点検商法等の悪質商法に注意～

---

---

県消費者情報センター及び国民生活センターより、高齢者をターゲットとした悪質商法等の情報提供が別紙のとおりありました。

つきましては、被害を未然に防ぐため、各会員へ周知いただくとともに、友愛訪問活動等を通じた地域高齢者への注意喚起にご協力くださるようお願いいたします。

### ●カニの電話勧誘

北海道の海産物業者を名乗る者から「以前購入していただいたお客様に、金賞を受けたカニを勧めている」と電話があり、強引に勧められて断りきれずに、2万円のカニを購入させられる手口に関する相談が複数寄せられています。

身に覚えのないものはきっぱりと断り、もし断りきれなかった場合はクーリングオフによる契約無条件解除を



### ●大手企業の名前を悪用

〇〇証券や××グループの関連会社を名乗り、「あなたの名前で株を買いました」や「会員権を買いました」などと連絡し、消費者を不意打ち的に驚かして、何らかの名目でお金を要求する「買え買え詐欺」の手口や、「テレビの注文を受け付けた」と確認メールが届き、悪質なサイトに誘導するといった手口に関する相談が寄せられています。

十分注意し、不明な点があれば、消費者情報センターなどへ相談しましょう。



### ●不安をあおって個人情報収集

「悪質商法の被害調査で発見された顧客リストの中にあなたの名前が載っている。名前を削除しないと、また被害に遭うかもしれない。削除の手続きを手伝います。」といったように、「被害に遭う」「犯罪に使われる」などと不安をあおり、削除料として金額を請求したり、個人情報収集しようとしています。



公的機関のような紛らわしい名を名乗る場合もありますが、公的機関がそういった手続きをすることはないので、相手にせず、すぐ電話を切りましょう。

### ●点検商法に注意①

「家の状態を無料で点検してあげる」と言っておきながら、断る間もなく「瓦がずれているので、このままでは雨漏りがする」と屋根瓦の補修工事を早急にするよう勧められ、断ると点検費用として1万円を請求されたとの相談が寄せられています。

点検費用を請求されても、最初に無料と言われているので支払い義務はありません。

突然訪問してきた業者に、工事を急かされてもすぐに契約をせず、慎重に判断しましょう。



徳島県消費者情報センターより

### ●点検商法に注意②

「浄水器の点検を無料でします」と電話があり、来てもらおうと、点検後に「買い換えた方が良い」などと不安をあおり、新たに製品を購入させようとする手口で、「特別に値引きする」などと言って、言葉巧みに契約を迫ります。

その場で契約せず、家族や周囲の人に相談するか、必要なければきっぱり断りましょう。契約をしてしまってもクーリングオフや契約の取り消し等ができる場合があります。



国民生活センター「見守り新鮮情報」より